

## 姫路市教育委員会会議録（令和3年7月）

○ 日 時 令和3年7月15日（木）午後2時00分から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後2時00分）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第28号 専決処分の承認に関する議案について

議案第29号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書について

議案第30号 姫路市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第31号 教育委員会事務局の人事異動に係る臨時代理の承認について

議案第32号 まん延防止等重点措置適用解除後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について

日程第4 報告

1 令和3年第2回市議会定例会での審議結果等について

2 不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会の審議等について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

○ 出席者（委員）西田教育長、山下委員、松本委員、森下委員、角谷委員

（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、原田学校教育部長、福永生涯学習部長兼文化財課長、干谷城内図書館長、殿垣総務課長、三木学校施設課長、宮崎教育企画室主幹、三木教職員課長、平山学校指導課長、春名健康教育課主幹、畑本人権教育課長、西川教育研修課長、藤戸育成支援課長、柳田生涯学習課長、小林市史編集室長、中川姫路科学館館長、山下美術館総務課長、甲斐姫路文学館学芸課長、井上書写の里・美術工芸館館長、大谷埋蔵文化財センター館長兼文化財課主幹

（書記）簗島総務課課長補佐、島田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。  
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により山下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
  
- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、議案第32号 まん延防止等重点措置適用解除後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について追加になっております。

教育長

- 議事に先立ち、会議の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。  
議案第28号は、会議規則第15条第3号に規定する教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当し、議案第29号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき議会に報告する事項であるため、会議規則第15条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当し、議案第30号は、会議規則第15条第1号に規定する教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。  
また、議案第28号及び議案第29号の会議録につきましては、会議規則第13条第4項の規定に基づき、市議会での審議及び報告が終了した後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第28号から議案第30号までは、非公開と決定します。

また、議案第 28 号及び議案第 29 号の会議録については、市議会での審議及び報告が終了した後に公表することと決定します。

なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、議案第 31 号 教育委員会事務局の人事異動に係る臨時代理の承認について事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 議案第 31 号について説明)  
この議案につきましては、緊急を要したため、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したことから、これを報告し、承認を求めるものでございます。  
令和 3 年 6 月 4 日付けで、文化財課長に対して、新型コロナウイルス感染症対応業務へ従事させるため、市長の事務部局である保健所総務課への併任が発令されておりましたが、このたび新型コロナウイルス対策を強化するため、7 月 1 日付で、当該職員を参事に昇任させ、市長の事務部局へ出向させました。市長の事務部局では、保健所副所長へ配置されております。  
この出向によって、文化財課長が不在となり、文化財課所管業務の遂行に重大な支障が生じることが懸念されることから、対応策として、所管部長である生涯学習部長に対して、文化財課長の事務取扱命令を 7 月 1 日付で発令し、文化財課長所管事務を担わせることとしております。  
なお、6 月 24 日定例教育委員会で承認いただきました、埋蔵文化財センター館長への文化財課主幹の兼務命令は、そのまま存続させることで、文化財課の体制の補強を図ることとしております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- 意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第 31 号 教育委員会事務局の人事異動に係る臨時代理の承認について報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 31 号は、報告のとおり承認しました。

教育長

- 次に、議案第 32 号 まん延防止等重点措置適用解除後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (生涯学習部長 議案第 32 号について説明)

兵庫県に適用されていた「まん延防止等重点措置」が解除されたことを受け、教育委員会事務局生涯学習部が所管する社会教育施設の対応方針の決定について、緊急を要したため、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので、その内容を報告し承認を得ようとするものでございます。

令和 3 年 7 月 11 日をもって兵庫県へのまん延防止等重点措置の適用が解除されたことを受け、開館時間の上限を 21 時 30 分までといたします。施設の収容定員は、従前と変わらず、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものは収容定員の 100%以内とし、大声での歓声・声援等が想定されるものは収容定員の 50%以内といたします。

市主催又は共催イベントについて、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものは収容定員の 100%以内、大声での歓声・声援等が想定されるものは収容定員の 50%以内とし、5,000 人以下または収容定員の 50%以内(ただし人数上限 10,000 人以下)のいずれか大きい方を人数上限としたうえで、収容定員と人数上限のいずれか小さい方を上限といたします。なお、収容定員が設定されていない場合は、従前と変わらず人と人との十分な距離(1 m)を確保することといたします。

適用期間は、令和 3 年 7 月 12 日から同年 7 月 31 日までといたします。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ 意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第 32 号 まん延防止等重点措置適用解除後の社会教育施設の対応方針の決定に関する臨時代理の承認について  
報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 32 号は、報告のとおり承認しました。

教育長

○ 次に、  
報告事項の 1 令和 3 年第 2 回市議会定例会での審議結果等について事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 報告事項の 1 について説明)

1 会期」でございますが、令和 3 年 6 月 3 日から 6 月 28 日までの 26 日間で開催されました。

「2 議案及び審議結果」でございますが、教育委員会関係分につきましては、

すべて原案どおり可決、同意されました。なお、すべての議案は、6月24日開催の定例教育委員会において、臨時代理に係る承認をいただいたものでございます。

次に、「3 質疑・質問」でございますが、6月11日、14日に13人の議員から個人質疑・質問が行われ、うち、教育委員会に対しては9人の議員から、16項目の質疑・質問があり、答弁いたしました。

6月11日には、公明党の白井義一議員、自由民主党・無所属の会の重田一政議員、市民クラブの竹尾浩司議員から個人質疑・質問がありました。

白井議員からは、「飽くなき挑戦！ニューノーマル時代に輝く姫路へ！」として2点の質問がありました。このうち「ブラック校則」につきましては、校則は、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針であり、制定する権限は校長にある。今後、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の実情、保護者や地域住民の考え方等を取り入れながら、校則に合理性があるかを点検するよう校長会等において周知し、見直しの際には、児童生徒が主体的に考える機会を設け、自主的に守ることができるものとなるよう、指導、助言してまいりたいと、答弁いたしました。

重田議員からは、「市立小学校の特別支援学級の充実について」、「夜間中学について」、「市立小中学校のバスケットボールのゴールの老朽化について」及び「姫路市立美術館のさらなる発展について」の質問がありました。このうち「姫路市立の夜間中学の早期設置」につきましては、これまで、兵庫県を中心にして議論を重ね、夜間中学体験会などを通じてニーズの把握にも努めており、西播磨圏域における夜間中学の必要性を感じている。このような状況を踏まえ、令和5年4月開学を目指し、新たに市立夜間中学の設置に取り組みたいと、答弁いたしました。

竹尾議員からは、「新型コロナウイルス感染症への対策について」の質問がありました。「オンライン学習について」のうち、「児童生徒が登校できない期間にどのような学習支援が行われたのか」につきましては、保護者や児童生徒の体調に配慮しながら、心のケアとなるつながりを大切にした支援をしており、学校と家庭で相談し、状況に応じて紙媒体の課題や電話による学習支援を行っている。また、保護者の希望により、家庭の端末や学校から貸出した端末にオンライン接続をして、学習内容を伝えたり、課題を出したりする学習支援も行っていると、答弁いたしました。

6月14日には、創政会の江口千洋議員、公明党の中西祥子議員、日本共産党議員団の谷川真由美議員、市民クラブの常盤真功議員、創成会の金内義和議員、療原会の牧野圭輔議員から個人質疑・質問がありました。

江口議員からは、「いじめ問題について」として、4点の質問がありました。このうち「情報モラル教育」につきましては、「特別の教科 道徳」の教科書において、情報モラルに関連する教材が各学年に1～3教材準備されているので、それらの教材を活用した学習を通して、系統的に指導している。学校での情報モラル教育を充実させることが、家庭での安全な使用にもつながると考えており、持

ち帰り端末の使用マナーを周知し、正しく使用するよう、保護者にも通知するなど、家庭とも連携を図ってまいりたいと、答弁いたしました。

中西議員からは、「ヤングケアラー支援について」及び「生理の貧困への支援について」質問がありました。「ヤングケアラー支援について」のうち、「ヤングケアラーの把握」につきましては、令和3年5月に文部科学省と厚生労働省による「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」を各学校に通知し、ヤングケアラーの概念の周知を図ったところである。また、学校現場では相談体制を構築するとともに、欠席や遅刻の多い子どもへの声かけや観察を行うことで把握に努め、地域の民生委員・児童委員等とも連携していると、答弁いたしました。

谷川議員からは、「女性の貧困について」及び「行政への不当要求行為には毅然とした対応を」について質問がありました。「白浜小学校の相撲場について」のうち「教育委員会としての教訓は何か」につきましては、問題点として、学校との関係では、相撲場の仕様の検討段階において、学校の意向を確認することがなかったこと、予算執行については、当初とは仕様や予算額が大きく変更したにも関わらず、議会への説明を怠ったこと、神明造との関係については、学校における施設としてのデザインとして相応しいものであるかどうかという観点での検討を行っていなかったこと、などがある。再発防止を含めた教訓として、まずは職員がこの問題を真摯に受け止め、この件にかかわらず、不当要求を絶対に許さないという強い意志を持つことや教育委員会の運営にあたっては政治的中立性を保つという原則に立ち返り、その重要性を再認識することが必要であると、答弁いたしました。

常盤議員からは、「学校給食について」、「市立小中学校における熱中症対策について」及び「公衆電話の設置基準を緩和する動きについて」質問がありました。このうち「(仮称) 南部エリア学校給食センターの準備状況」につきましては、令和3年10月末の竣工に向け概ね予定通りに進んでおり、11月予定のセンター稼働に向け、現在は、事務職1名、栄養教諭等2名の計3名体制で立ち上げ準備に当たっている。現在も受配環境整備や各校への調達備品の配置準備等を加速して行っており、安心して本格実施の日が迎えられようになりたいと、答弁いたしました。

金内議員からは、「コロナ禍における小中学校の教育現場について」として、2点の質問がありました。このうち「マスクの着用と熱中症対策」につきましては、文部科学省通知により緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域をはじめ、そのほかの区域においても熱中症の危険があるため、運動時はマスク着用を必要としないことや、登下校中は距離を確保した上でマスクをする必要がないことを6月1日に再度、学校園へ通知し、子供たちへの積極的な声かけ、指導をおこなっていると、答弁しました。

牧野議員からは、「白浜小学校相撲場及び白浜市場線（東ルート）について」質問がありました。このうち「白浜小学校相撲場について、今後、どのような対応を考えているのか」につきましては、当該相撲場につきましては、現在はその

使用を控えており、今後は特別委員会の調査等に適切に対応し、問題の解決に向けて努力してまいりたいと、答弁いたしました。

次に、「4 予算・決算委員会 全体会について」でございますが、6月15日の全体会では、令和3年度姫路市一般会計補正予算（第3回）の概要について、説明しました。

次に、「5 文教・子育て委員会について」でございますが、6月16日及び18日に付託議案審査等のため、文教・子育て委員会が開催されました。主な審議内容につきましては、委員長口頭報告事項のとおり、

- ・白浜小学校の相撲場に関しては、同相撲場の使用について、具体的な対策を提示できるように検討してほしい。
- ・市立学校における渡り廊下の整備に関しては、校舎と体育館をつなぐ渡り廊下に屋根がない学校が見受けられることから早急に改善をしてほしい。
- ・学習者用端末が破損した際の対策に関しては、保険料の支払いが保護者の負担になり得ることも考えられることから、保険への加入以外の方法についても検討してほしい。
- ・小中学校へのウォータークーラーの設置に関しては、これからさらに気温が高い季節を迎えることから、一日でも早くウォータークーラーを設置してほしい。などの意見がございました。

次に、「6 予算・決算委員会 文教・子育て分科会について」でございますが、補正予算（第3回）の審査のため、6月16日の文教・子育て委員会の後に開催されました。分科会の主な審議内容につきましては、委員長口頭報告事項のとおり

- ・飾磨西中学校の学校敷地に関して、国が相続人に売却した金額と姫路市が購入を予定している金額に差はあるのかとの質問があり、国の売却金額は国有農地等の売却に関する特別措置法施行令に基づき、土地の時価に10分の7を乗じて算出したものであり、本市は時価どおりの金額で購入すると答弁しました。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

白井議員からのジビエ給食について、ジビエで給食をするとすると、それなりの量が必要となりますが、具体的な例示はあったのですか。

(答)

夢前でそのような施設があり、産業局中心に、量を確保できるようであれば、ジビエ給食のことも考えていってはどうかという質問がありましたが、現在、給食にできるような良質なものがとれておらず、ITを利用して捕獲し、そういったことを検討していくと答弁しています。

(問)

今後、考えていたらどうかということですか。

(答)

そのとおりです。

- (問) 学習端末の故障は年間どれくらいありますか。
- (答) 6月7日から1か月間で本体破損9件、初期不良40件程です。
- (問) 破損した場合の修理費はいくらですか。
- (答) 液晶画面が割れている場合、修理で5万～6万円ですが、購入すると本体4万円なので、その場合は本体を購入しています。
- (問) 感染症対策が気になるのですが、ウォータークーラーはどのように使用するのですか。
- (答) ウォータークーラーの使用については、児童が持参した水筒分を飲み干した後、緊急避難的にコップ1杯程度飲むという形で使用するものです。
- (要望) 感染症対策を十分にしてください。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承したいと思います。
- 教育長 ○ 次に、  
報告事項の2 不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会の審議等について  
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (総務課長 報告事項の2について説明)  
6月28日開催の特別委員会は、特別委員会から松岡議員の行為が不当要求行為であるかどうか、改めて判断の上報告するよう求められていたことから、6月24日の定例教育委員会において審議された結果について報告するため、教育委員会事務局から特別委員会の開催をお願いしたものでございます。  
6月24日の定例教育委員会会議資料について説明し、原案のとおり可決されたことを報告しました。委員からは、  
・中央卸売市場の移転に配慮しなければならないといった空気感があったのか。  
・なぜ、当時は通常の要望として処理されたのか。  
・要望の決裁は、どこまでとったのか。  
・教育委員会会議の議事録を資料として提出してほしい。  
という質問や要望がありました。  
7月2日に開催された特別委員会では、5月31日開催の特別委員会において、相撲場につきましては、3件の質問があり、渡り廊下につきましては、今後、屋



根付き渡り廊下を整備していく方針であれば、既に整備を行った学校についても同様の対応を行うべきである、との指摘がありましたので、それらの質問等に対し回答を行いました。委員からは、

相撲場につきましては、

- ・今後の相撲場の取扱いについては、学校と分離して扱うようにしてほしい。観光スポーツ局とも相談し、管理は学校から外すように要望する。
  - ・学校が悪い意味で注目されて、子供たちの心の影響が気になる。子供たちの心のケアをしてあげてほしい。
- などの要望等がございました。

渡り廊下につきましては、質問や意見は、ございませんでした。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- 意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれです承したいと思えます。

教育長

- それでは、非公開案件の審議に入ります。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長

- 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。事務局より説明してください。

(事務局)

- 次回の定例教育委員会を、8月23日月曜日の午後1時30分に開催していただきたいと思えます。

教育長

- 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、8月23日月曜日の午後1時30分に開催することに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、8月23日月曜日の午後1時30分に開催することといたします。

教育長

- 以上で本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第6 その他に入りたいと思えます。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

[ 特になし ]

教育長

○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会（午後3時6分）